

年金広報

2013.11.15
November

Vol.8
(通巻 653 号)

発行所 一般財団法人 年金住宅福祉協会
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-10-2
TEL. 03-3501-4761 FAX. 03-3502-0086
http://kurassist.jp
E-mail: info@kurassist.jp

[contents]

2

国民年金保険料の納付率がアップ (平成25年8月末現在)

厚生労働省は、平成25年8月末現在の国民年金保険料の納付率が過年度2年分・1年分ともにアップしたことを公表した。

第16回 社会保障審議会年金部会が開催される

厚生労働省は、平成25年10月24日、第16回社会保障審議会年金部会を開催し、①平成16年改革による年金財政フレーム下での「財政検証の意義について」、②厚生年金・国民年金の積立金の運用の2点について検証を行った。

4

扶養親族等申告書を 10月22日から送付

日本年金機構は、10月22日より平成26年度分の「扶養親族等申告書」の送付を開始した。

11月は「ねんきん月間」、 制度の普及と啓発活動を展開

「わたしと年金」エッセイ 審査結果発表

6 ~ 8

ねんきん最前線・市区町村 VOICE 山梨県南アルプス市

一人ひとりの相談者の話を丁寧に聞き、シンプルでわかりやすい説明をすることを常に心がける山梨県南アルプス市市民部国保年金課を取材した。

9

全国年金委員研修 納制度の利用率は4.5%

10月31日～11月1日に東京都内で日本年金機構により全校年金委員研修が開催され、国民年金保険料の後納制度利用状況についても報告があった。

国民年金保険料の納付場所が拡大

国民年金保険料の納付場所が増え、平成25年11月1日から一部のドラッグストア、スーパーマーケット、病院にある売店など全国2,100店舗で納付が可能となった。

これは、厚生労働省が国民年金保険料の納付受託者に「株式会社しんきん情報サービス」を新たに指定したことにより、全国の店舗のレジに設置されたマ

ルチメディア対応POS端末（通称MMK）を活用できるようになったため、これまで保険料の納付場所が限られていた離島などでも納付がしやすくなった。

■ 国民年金保険料の納付方法・納付場所

【窓口納付】

〈日本銀行本店〉

- ◎ 支店、代理店、歳入代理店
(全国の銀行、信用金庫の本店または支店、郵便局(簡易郵便局を含む))

〈納付受託機関〉

- ◎ 農業協同組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合の本所または支所
- ◎ 信用組合の本店または支店
- ◎ 労働金庫の本店または支店
- ◎ 信用金庫(日本銀行の歳入代理店業務を行わないもの)の本店または支店
- ◎ コンビニエンスストア
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、山崎製パン(デイリーヤマザキ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ニューヤマザキデイリーストア)、セイコーマート、ポプラグループ(ポプラ・生活彩家・くらしハウス・スリーエイト)、コミュニティストア、スリーエフ、ココストア、セブオン

●今回追加された主な納付場所

〈納付受託機関〉

- ◎ 株式会社しんきん情報サービス
・ NEWDAYS
・ ドラッグセイムス
・ ツルハドラッグ(東北地区)
・ くすりの福太郎
・ スマイルドラッグ
・ ドラッグバイゴー
・ アメリカンドラッグ
・ ベルマート
・ 病院内売店 など

全国約2,100店舗

- ※「MMK 設置店」の表示のある店舗で納めることができます。(MMK: Multimedia kiosk)
- ※ 納付可能な店舗は株式会社しんきん情報サービスのホームページでご確認ください。

【口座振替】

- ・ 金融機関、郵便局での口座振替

【指定代理納付】

- ・ 各種クレジットカード払い

【電子納付】

- ・ Pay-easy(ペイジー)対応のATM
- ・ インターネットバンキング など

国民年金保険料の納付率がアップ (平成25年8月末現在)

厚生労働省は、平成25年8月末現在の国民年金保険料の納付率をとりまとめた結果を公表した。これによると、平成23年度分(過年度2年目)の納付率は63.6%で23年度末から5.0ポイントアップ、平成24年度分(過年度1年目)の納付率は61.1%で24年度末から2.1ポイントアップした。平成25年度末時点の目標は、過年度2年目が+6.5ポイント、過年度1年目が+4.0ポイントである。

また、平25年4～7月分の納付率は54.8%で前年同期よりも0.6ポイントアップした(平成25年度末時点の目標は60.0%)。

免除割合については、平成25年8月末現在で全額免除割合が

24.7%で、うち法定免除割合7.5%、申請全額割合8.6%、学生納付特例割合7.1%、若年者納付猶予割合1.5%となっている。全額免除全体で前年同期よりも1.4%アップとなっている。

強制徴収の実施状況は平成25年4～8月分で最終催告状送付件数27,718件、督促状送付件数9,993件であった。財産差押となったのは3,061件で前年同期の2,527件を21.1%上回った。

第16回社会保障審議会年金部会が開催される

厚生労働省は平成25年10月24日、「第16回社会保障審議会年金部会」を開催し、①平成16年改革による年金財政フレーム下での「財政検証」の意義について ②厚生年金・国民年金の積立金の運用の2点について検証を行った。

平成16年改革による年金財政フレーム下での「財政検証」の意義について

平成16年の年金改正前には、年度ごとに再計算することにより給付に必要な保険料率が設定されていたが、改正により将来の保険料率を固定し、その財源の範囲内で給付水準を自動的に調整し、給付と負担の均衡を図る財政方式がとられた。

そのため、医療保険や介護保険のように対国民経済比で負担が増加するものとは次元が異なる課題に直面することになった。その一つは「限られた資金をどのように分配して社会的厚生を高めるか」ということ、もう一つは「担い手を増やすなど、いかに働きかけていけるか」ということであった。

■ 平成16(2004)年改正前と改正後の比較

| | 改正前 | 改正後 |
|----------------------------|---|--|
| 保険料 | <ul style="list-style-type: none"> ○財政再計算において、給付設計(見直す場合もあり)を賄うことのできる保険料の将来見直しを作成 ○次期再計算までの間の保険料(率)を、当面の間の保険料(率)として法律に規定 | <ul style="list-style-type: none"> ○将来の保険料水準の上限を固定 ○保険料水準の引上げ過程も含めて法律に明記することにより、毎年、自動的に引上げ |
| 年金額改定 | <ul style="list-style-type: none"> ○平成元(1989)年以降は、年金額はCPI指標に基づき完全物価スライド(制度改正は不要) ○賃金上昇等を踏まえた年金額改定については、5年に1度の再計算時に法律改正して年金額に反映。(賃金再評価や基礎年金額の改定) <p>※2000年改正により既裁定者に関しては物価スライドのみ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○新規裁定者は賃金変動率、既裁定者は物価変動率に基づき改定を原則とした上で、給付水準調整期間は、マクロ経済スライド調整分を控除 ○毎年度、自動的に改定 |
| 財政フレーム (給付と負担の均衡を図る仕組み) | <ul style="list-style-type: none"> ○再計算における保険料負担の見直しを踏まえて必要となる場合には、その都度、給付設計等の見直しを実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○財源の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み(マクロ経済スライド)により、給付と負担の均衡が自動的に図られる。 |
| 積立金 | <ul style="list-style-type: none"> ○原則として、その「運用収入」を活用し、高齢化が進んだ将来の保険料負担を抑制するためのもの | <ul style="list-style-type: none"> ○今後、約100年間の高齢化に対応するため、運用収入のみならず原資についても給付費に充てることを予定したもの |
| 制度(法律)上の財政再計算と財政検証の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ○将来の保険料の見直しを作成した上で適切な保険料を設定する | <ul style="list-style-type: none"> ○給付と負担の均衡を自動的に図る仕組みの下での年金財政の健全性を検証する |

前者に対しては、○現在の高齢世代と未来の高齢世代との分配、○伸びる高齢期の間での分配、○高齢世代間での(低所得、高所得間の分配)が考えられ、そのためにはマクロ経済スライドの見直し、高齢期の就労と年金受給の在り方の見直し、公職者の年金額の調整が必要となった。

後者に対しては、多様な働き方の実現を支える適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直しが必要とされた。さらに、年金制度以外にも若年者雇用対策、高齢者雇用対策、少子化対策、経済成長を講じることが大前提であるとされた。

ところで、年金財政は人口(出生動向、平均余命)や経済(物価上昇、賃金上昇、運用利回り、労働供給)といった諸要素により影響を受ける。たとえば、出生率の高低や平均余命の伸長に

より年金扶養比率(被保険者/受給権者)が変わってくる。また、マクロ経済スライドによる年金給付水準の調整機能は賃金・物価上昇が前提として働き年金財政に影響を与える。さらに保険料収入や年金給付の改善のためには運用利回りの上昇や労働供給の増加が必要である。

こうした影響を受けての年金財政の状況を見ると、保険料収入は、賃金水準の低迷により見込みを下回っている(平成23年度の保険料収入は、財政検証では28.4兆円、実績では25.8兆円となっている)。

また、積立金の運用状況を見ると、年ごとに変動はあるが、全般的にみれば、運用収入は、財政検証の見込み以上となっている。一方で、支出は、名目額としては、財政検証時の見込み

とほぼ同水準となっているが、デフレ経済が継続していることにより特例水準が解消せず、マクロ経済スライドが発動していないため、保険料収入と比較すると支出は相対的に高い水準となっている。

また、年金積立金の状況を見ると、平成23年度末の積立金(時価ベース)は、財政検証では151.9兆円、実績では148.8兆円(厚生年金基金の代行部分等を含む)となっており、約3兆円ほど実績が見込みを下回っていたが、平成24年度末では、収支決算の出ている特別会計分をみると、時価ベースで見た積立金の額は大きく回復しており、この差は解消される見込みである。

今後、年金財政を考えるうえで重要な要素となるのは、賃金上昇率と運用利回りということになるだろう。

■ 年金財政に影響を与える諸要素の推移

(%)

| | | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|----------------------------------|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 出生率：見込みより高水準で推移 | | | | | |
| 平成21年財政検証における見込み | | 1.22 | 1.22 | 1.22 | 1.21 |
| 実績(合計特殊出生率) | | 1.37 | 1.39 | 1.39 | 1.41 |
| 平均寿命：おおむね見込どおりに推移 | | | | | |
| 男性 | 平成21年財政検証における見込み | 79.35 | 79.51 | 79.66 | 79.8 |
| | 実績 | 79.59 | 79.55 | 79.44 | 79.94 |
| 女性 | 平成21年財政検証における見込み | 86.25 | 86.41 | 86.55 | 86.69 |
| | 実績 | 86.44 | 86.3 | 85.9 | 86.41 |
| 物価上昇率 | | | | | |
| 平成21年財政検証における見込み | | △0.4 | 0.2 | 1.4 | 1.5 |
| 実績 | | △1.4 | △0.7 | △0.3 | 0 |
| 名目賃金上昇率 | | | | | |
| 平成21年財政検証における見込み | | 0.1 | 3.4 | 2.7 | 2.8 |
| 実績 | | △4.1 | 0.7 | △0.2 | 0.2 |
| 実質的な運用利回り：現時点では見込みを上回っている | | | | | |
| 平成21年財政検証における見込み | | 1.4 | △1.6 | △0.7 | △0.8 |
| 実績 | | 12.1 | △0.9 | 2.4 | 9.3 |
| 厚生年金被保険者数：おおむね見込どおりに推移 | | | | | |
| 平成21年財政検証における見込み | | 34.4 | 34.5 | 34.8 | 34.8 |
| 実績 | | 34.6 | 34.7 | 34.8 | 35 |

厚生年金・国民年金の積立金の運用について

年金積立金の在り方について、平成16年の年金改正前は、将来にわたって財政の均衡を図る永久均衡方式をとっていたが、改正後は100年程度の長期の財政の均衡を図る有効均衡方式にシフトしている。これは、現時点での均衡を図るべき期間を、既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間（100年間）と考え、その期間について、給付と負担を考える方式である。また、公的年金は賦課方式を基本とすることから、

財政均衡期間の最終年度の積立金は支払準備金程度の保有（給付費の1年分程度）とし、今後、約100年間の高齢化に対応するため、運用収入のみならず積立金元本も取り崩し活用することを予定している。なお、年金積立金の運用は、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって制度運営の安定に資することを目的として行うことについては変わりはない。

具体的な運用においては、国内債券を中心に、インデックス運用を採用し、分散投資による

ポートフォリオ全体のリスクを抑制するようにしている。年金積立金全体の運用実績をみると、自主運用を開始した平成13～24年度の累積収入額は約36.4兆円（累積収益率2.26%）で、財政検証上の前提を上回っている。

平成24年度を単年度でみると、運用実績は約11.2兆円（収益率9.56%）、実質的な運用利回りは9.33%で財政検証上ではマイナス0.76であったからその差は10.09%となり、年金積立金の運用は年金財政にプラスの影響を与えている。

扶養親族等申告書を10月22日から送付

日本年金機構は、平成25年10月22日より平成26年分の「扶養親族等申告書」（はがき形式）の送付を開始した。申告書は昨年も提出した継続提出者と新規提出者では形式が異なる。

「扶養親族等申告書」の提出が必要な人は、老齢年金の課税対象者となる年金額が108万円以上の65歳未満の人、158万円以上の65歳以上の人で、申告書をもとに所得税と復興特別所得税の計算が行われる。提出がない場合は各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率が異なってくるため注意が必要。

なお、障害年金と遺族年金は非課税である。

11月は「ねんきん月間」、制度の普及と啓発活動を展開

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」として、公的年金制度の普及・啓発活動を展開する。国民が公的年金制度を身近に感じ、理解を深めることが目的とされている。主な活動内容は、全国各地のさまざまな場所（市・区役所または町村役場、大学、老人ホーム、駅、商業施設など）で、年金事務所職員などによる年金出張相談を行う。各都道府県の活動スケジュールは日本年金機構のホームページより確認することができる。

「わたしと年金」エッセイ審査結果発表

日本年金機構は、11月の「ねんきん月間」に先立ち、平成25年6月から、公的年金制度とのかかわりについてのエッセイを募集してきた。

応募数793件について審査した結果、次の方々が受賞した。

■最優秀賞（日本年金機構理事長賞）

・徳島県 山田様（中学生男性）

■優秀賞

・新潟県 山田様（中学生女性）
 ・神奈川県 本間様（40代男性）
 ・徳島県 森様（60代女性）

■入選

・広島県 福田様（高校生女性）
 ・神奈川県 磯部様（60代女性）
 ・岐阜県 日置様（高校生女性）

なお、受賞作品は日本年金機構のホームページに全文が掲載されている。



徳島県

山田様 (中学生男性)

昨年六月、我が家に突然悲劇が起こった。父が心筋こうそくで突然僕達家族の前から姿を消した。姉にたたき起こされ、病院に駆けつけた時、父は救急外来のベッドの上で、眠るように横になっていた。皮肉にも、この救急病棟は、設計士をしていた父が設計・監理をしたと後で母に聞いた。

父は仕事が好きだった。仕事に誇りを持ち、いつも熱心に取り組んでいた。平日は、事務所や現場で一日のほとんどを過ごしていた。夕飯を一緒に食べることもすらほとんどなかった。

父は、僕達兄弟にとって、とても偉大な父だった。サッカーを教えてくれた。スキーも水泳も教えてくれた。また、ギターやドラムも教えてくれた。ゲームも一緒に楽しんだ。今、僕にとって楽しいことは全て父に教わったように思う。

父が亡くなった後も、僕は以前と変わらぬ生活をしている。今でも父は事務所で仕事をしているように思っている。ただ、朝夕仏壇の父に手を合わせ、返事が返ってこない父に向かって一日の報告をしていると、父が遠くにいってしまった事を改めて感じる。

父が亡くなり数日が過ぎた。中学校入学時に買ってもらったスパイクのポイントがなくなってしまった。新しいスパイクが欲しかったが、母に言い出せずに、ただインターネットでスパイクを探していた。兄も同じだった。そんな僕達の姿に母が気づいてしまった。

「スパイク買わないかな。」

母の言葉に

「まだいける。」

と声をそろえて僕達は答えた。

「お母さん一人じゃないけん。パパやってちゃんと元気な時ほどじゃないけど、給料もらいよるけん。」

母の言葉に、僕達兄弟は驚いた。父は今いない。もちろん仕事はしていない。そんな、父が給料をもらっている。意味が分からずに、ただぼかんと母の顔を見た。母が続けた。

「二十歳になると、年金に加入するんよ。毎月年金を納めるんよ。元気に働いて、六十五歳になったら、年金は受給できるんよ。パパみたいな人にも、遺族年金を支給してくれるんよ。だから、それがパパの給料よ。パパが、一生懸命に働いて、年金を納めていたからくれるんよ。」

父は今、僕達の前にはいない。父の声は聞こえない。まだまだ父と色々な事がしたかった。色々な事を教えてほしかった。楽しい時間をもっともっと一緒に過ごしたかった。全ては叶わぬことだけど、父は今でも僕達の心の中にいる。偉大な父は、自慢の父は、年金というシステムで、形を変えて僕達の生活を支えてくれている。見守ってくれている。僕達は、今も父と一緒に過ごしていると思っている。

ねんきん最前線
市区町村 VOICE

山梨県南アルプス市 市民部 国保年金課

市民への説明は常に 「シンプルでわかりやすく」



南アルプス市は2003年4月に4町2村の合併により発足した市。現存する市としては唯一、カタカナを名前に持つ。今年には市政10周年に当たり、記念行事として「ビッグテンイヤー」と銘打ち、さまざまなイベントを開催している。人口は約7万人という規模のなか、国民年金の業務は兼務で行われ、1日の相談者数は大規模な自治体に比べて少ないが、だからこそ、窓口では一人ひとりの相談者の話を丁寧に聞き、シンプルでわかりやすい説明をするようにと職員たちは心がけている。

国年業務は兼務で実施 一つの課で多岐のサービス

南アルプス市は2003年4月1日に、櫛形町・若草町・白根町・甲西町・八田村・芦安村の4町2村が合併して発足した。人口は7万3115人(2013年10月1日現在)で、近年は横ばい傾向にある。国民年金第1号被保険者は約1万人。高齢者人口は16,490人、高齢化率は22.5%で、山梨県平均の25.7%より低い。

同市の魅力は、南アルプス山麓に位置し、豊かな自然に恵まれていること。南アルプス地域は、山梨、長野、静岡3県の10市町村の申請を受けて、今年9月にユネスコの「南アルプスユネスコエコパーク」への国内推薦を認められたばかりである。南アルプスの前衛となる櫛形山は、新たにトレッキングコースが整備され、自然との調和が大切に形成されている。

地域を代表する産業は、さくらんぼ、桃、すもも、ぶどう、りんご、柿、などの果樹栽培が盛んで、現在、新たな農業構造の推進を図るべく地域活性化総合特区の指定を受け、生産から販売までを行う6次化産業への取り組みも行っている。

さらに2027年には、東京(品川)一名古屋間に開通を予定す

るリニア新幹線が、同市の南部を通過することになっており、都市部との交流がさらに期待されている。

「南アルプス市の高齢者の場合、会社勤めをしながら農業をやってきたという人も多く、退職後も農業収入があり、米や野菜なども自家消費として作っている。そのため、年金だけでもある程度生活ができるという人が多いんです」と国保年金課の長谷部成才課長は説明する。

国保年金課の職員は3担当に分かれており長谷部課長を含め計18名。このうち、国民年金担当の職員は臨時職員を含め5名だが、この5名は後期高齢者医療担当も兼務している。今年4月から国民年金業務を担当する河野美奈子さんの肩書きも後期高齢者医療担当・年金担当リーダーであり、国民年金担当2年目でただ一人障害基礎年金の業務を担当する名執秀樹さんも後期高齢者医療担当として兼務となっている。年金業務が兼務となっていることと、窓口は国民健康保険担当と統合されているため、国民年金に関する相談電話がかかってくると、答えられることであれば国民健康保険担当の職員も対応し、逆に年金担当の職員が国民健康保険に係る

相談電話に出ることもある。

「国保年金課は職員全員で国民年金の対応をしているともいえますし、私たち国民年金担当の職員も国保のことを知らないといけない。また、年金からは保険料などが天引きされるので税金のことも含め、ありとあらゆる制度を理解していなければいけないというわけです」(名執さん)。

このほか、合併前の旧町村役場5か所が現在は支所(窓口サービスセンター)となっており、各2名の職員で国民年金の加入受付業務等を行っている。「どの窓口サービスセンターでも、同じ内容のサービスを提供できるように努めています」と河野さんは話す。

昨年4月から本庁舎に 福祉総合相談課を設置

年金制度は複雑でわかりにくい。そのため、職員が窓口業務で心がけていることは、その複雑な制度を「シンプルにわかりやすく」市民に伝えるということだ。本来は日本年金機構の業務である2号・3号に関して市に問い合わせが来ることも多いが、そうした内容でも確実な回答が可能な場合には市で答えている。

南アルプス市を管轄する竜王年金事務所は、隣接する甲斐市にあり、南アルプス市は山梨県内で唯一、鉄道駅がない市であるため公共交通機関はバスを利用するしかない。しかし、竜王年金事務所までバスで行くためには乗り換えが必要な地域もあり、バスの運行本数も減少傾向にあるため、こうした地域事情を考えると、『年金事務所に行ってください』と簡単に言えないですし、できる限り市で対応したいです」(名執さん)。

市に相談に来る人のなかには、何を必要としているのかを相談者自身もよくわからずに訪れる場合も多い。よくよく聞くと年金のことではなく全く別の課が対応すべき相談だったり、違う問題が解決へつながるといったことも。そのため、「あらゆる可能性を考えて、一通りお話を聞き、この方が本当に必要としている事は何かを探るようにしています」(名執さん)。

結果、1件当たりの相談時間は長くなることも。年金担当として独立されている市町村と異なり、国民年金・後期高齢者医

療・国民健康保険窓口として対応している市だからこそできることではあるが、書類業務などはどうしても窓口業務が終了した後になるので残業も多い。

さらに、障害基礎年金に関する相談は特に苦勞が多い。障害年金に関する相談は1回では済まない上、担当するのは名執さんのみである。だからこそ、名執さんにつなぎさえすれば済むという部分もあるが、他の人が対応できないという問題もある。南アルプス市では職員の異動がほぼ3年ごとにあり、配属された職員は新しい業務へ速やかに対応しなければならぬことを踏まえ、名執さんは現在、ほかの職員や新たに異動してきた人が対応できるよう、マニュアル作りを進めているところだ。

また、最近のトピックとしては、本庁舎内に昨年4月、福祉総合相談課が設けられた。高齢者福祉から障害者福祉、生活保護まで、あらゆる福祉関連の相談をいったん受け付け、必要な課や担当につなぐというワンストップサービスの窓口だ。この

窓口を設置した結果、本来は障害基礎年金が受けられるはずなのに、知らずに請求していなかったという人が見つかるケースも増えている。

また、この窓口から障害基礎年金の受給につながり、さらに国民健康保険税に係る話も一緒にできる。

「こうしたことも、国保年金課が一つの課で多岐にわたって業務を行っているからこそできること。もちろん、多岐にわたっての業務は難しい面もあるのですが、やりがいも覚えます。障害基礎年金を受給できた方が、後日『ありがとうございました』と感謝の言葉をくださることもあり、そういうときは『よかった』と思いますね」(名執さん)。

**事務はもっとシンプルに
市区町村との連携を考えて**

年金事務所と市町村の関係について全国的にみると、事務処理の煩雑さにおける問題や、問い合わせ内容と回答における食い違いなど少なからず良好な関係の構築がされていないといった声を聞く。その一方、南アルプス市の場合は、不明な点については年金事務所へ即座に問い合わせ、納得できるまで回答を求めることにより相互の理解を深め、年金事務所職員との関係を構築し、円滑な業務にあたっている。しかし本来は、全国のどの年金事務所・どの職員に聞いても確実な答えと事務処理が行えなければいけないことは言うまでもない。

制度だけでなく事務処理手続きも、シンプルにしてほしいところだ。「市がセンターへの届け出をする際には、紛失や漏れがないようにコピーをとっておくのですが、そのコピー紙



(左から) 前列：長谷部課長、河野さん、後列：名執さん、前田さん、宮沢さん

も大量なものです。逆にセンターからの書類や資料も、A4へ統一されていないため、国民年金処理結果一覧表などは、A4サイズ用の紙かデータでいただけると助かるのですが」(河野さん)。

なお、日本年金機構が市区町村に要請している電子媒体による届出処理における連携は南アルプス市では行わない考えた。「異動処理の部分だけ連携をしても当市におけるメリットはない。もっと広い範囲において市町村との連携を考え、事務の合理化をしていかないと問題解決にはならないと思います。(名執さん)。

国も、市区町村に対し実態調査やアンケートなどを行い現在の年金事務の改善に着手しているようだ。しかしながら、現場における実情を理解できるかは不透明である。

「国に市区町村の窓口の実態をきちんと知ってもらえるよう、もっと国と市区町村が意見交換をしたり、市区町村同士が『こうするといい』と互いにアイデアを言い合えるような場ができるといいと思います」(名執さん)。

若者に魅力ある 年金制度にすることが必要

南アルプス市の国民年金保

険料の納付率は67% (2012年度)。ここ最近では地元企業が県外や海外に拠点を移したことで、国民年金加入・免除申請が相次いだ。昨年度の一般免除の受付は、市役所窓口受付が842件、年金事務所受付が1357件。今年度は10月までに市役所窓口受付が394件、年金事務所受付が1023件となっている<表>。これまでは増加傾向だった南アルプス市の人口が現在横ばいである背景には、少子化だけでなく、こうした企業撤退も一つにある。

年金に対する若者の不信もひしひしと感じる。「窓口で、『年金は将来、本当にもらえるんですか?』と聞かれることもあります」(河野さん)。

南アルプス市では、20歳になった誕生日に資格取得の届出をする人は、本人に代わって親が届出をする例も含めて50~60%にとどまる。大学進学などで、住民票を地元に残したまま遠方に住む若者も多い。学生納付猶予の申請をした人は、昨年度は市役所窓口受付で450件、年金事務所受付で341件。今年度は10月までに市役所窓口受付で215件、年金事務所受付で174件だ。長谷部課長は、「年金は、若者にとって魅力あるものにすべきた」と話す。

「保険料は毎年上がるけれど、将来もらえる年金額は減る

一方で、保険料を払い続けても元がとれないなら貯蓄したほうがいいのでは——とっている若者は多い。『助け合いの制度だから、保険料を払ってください』と言われても、いまの若者の心には響かないでしょう。むしろ『年金は将来の自分のために払うもの』『それを国が保障するんだ』という仕組みにしたほうが、納める人も増えるのではないかと思います」(長谷部課長)。

市民に配るパンフレットも、もっとわかりやすいものを国や年金機構には作ってほしい。

「単にたくさん書いてあればいいというのではなく、市民の方に見せて説明しやすい・わかりやすいパンフレットがほしいですね」(河野さん)。

「高齢になってからの生活は年金に負うところが大きいと思います。そういったところも含め説明するとわかってくれる若者もいるんです。だから、カラー刷りできれいなパンフレットを作れば通じるというものではなく、不信感を払しょくするにはどうしたらいいかという視点も持ってパンフレットを作っていただきたいですね。私たちも、『シンプルでわかりやすい説明』をこれからも心がけることで、年金をもっと信頼してもらえるようにしたいと思います」(名執さん)。

表

| 年度 | 受付場所 | 一般免除 | 学生納付猶予 | 障害基礎年金 |
|---------------------------|---------|------|--------|--------|
| 平成 25 年度 H25.4 月～ 10 月 | 窓口受付 | 394 | 215 | 14 |
| | 年金事務所受付 | 1023 | 174 | |
| 平成 24 年度 | 窓口受付 | 842 | 450 | 16 |
| | 年金事務所受付 | 1357 | 341 | |

後納制度の利用率は4.5% 制度開始から1年経つもなく

—全国年金委員研修より

10月31日～11月1日に東京都内で日本年金機構により全国年金委員研修が開催された。そのなかで、昨年10月より3年間の時限付きで始まった国民年金保険料の後納制度の利用状況について報告があった。日本年金機構の調査によると、対象者全体のうち実際に同制度を利用した人は、平成25年9月末までに4.5%にとどまることがわかった。日本年金機構では年金委員に対し後納制度のさらなる周知協力を求めたが、後納を後押しする周辺制度の存在についても周知していく必要があるだろう。



10月31日～11月1日に都内で日本年金機構が開催した全国年金委員研修。各ブロック本部から地域型・職域型年金委員の代表がそれぞれ2名ずつ、担当職員が1名ずつ参加するかたちで昨年より始まったもの。約40名が出席。

2,000万人中89万人が利用 受給資格を得たのは1万人

後納制度の対象者は全国で約2,000万人いる。日本年金機構では対象者に対し、後納制度が始まる直前の平成24年8月から数回に分けて後納制度のお知らせを送付してきた。その結果、今年9月末までに各地の年金事務所等に相談に来た人の件数は93万7,882人。実際に申請・受付をした人の数は89万3,721人と、2,000万人中の4.5%にとどまった。日本年金機構では、過去のデータで保険料免除者が10年以内に納付する率が約8%強であることから、後納制度の利用者も10%程度にはなると見込んでいたが、その半分を下回ったことになる(グラフ)。

後納制度による納付額の総額は

約1,100億円。納付月数をみると、平均で16.9か月分の納付の申請があるが、実際の納付月数の平均は9.5か月分となっている。これは、10年の期間を過ぎて納付ができない人もあるためだ。

後納制度を使って年金を受給している人は今年9月26日現在で2万563人。また、後納制度により年金受給資格を取得することができた人は1万84人おり、少ないながらも後納制度による恩恵を受けられる人が出ている。

日本年金機構は、「後納制度を利用して、受け取る年金額を増やす・年金受給資格を取得するということにもっとつなげていきたい」とし、年金委員に対して、それぞれの職域・地域での後納制度のいっそうの周知協力を求めた。

社協の貸付制度など、 後納を助ける他制度の 周知も必要

後納制度はできても、保険料をまとめて納めるだけの額を用意できないために同制度を利用しない人も多いと見られる。しかし、これまでの取材によると、社会福祉協議会(社協)の福祉資金貸付制度が後納のために活用できるほか、自治体でも後納のための貸付を独自に実施しているところがある。

東京都千代田区では、過去10年間に納め忘れの保険料があり、後納制度を利用して保険料を納めることで年金受給資格が取得できる人を対象に、区の応急資金貸付制度(貸付限度額33万円、所得制限なし・無利子)を利用して保険料を納められるようにしている。

また、神奈川県小田原市では、社協の生活福祉資金(非課税世帯が対象)を年金保険料の後納に使えるかどうか、厚生労働省に問い合わせたところ「可能」と回答があったため、市民に広報。生活保護の生活ワーカーと連携して、対象者の掘り起こし・受給資格取得につなげている。

後納制度が始まって早1年が経ち、残り2年間でできるだけ多くの人を後納につなげなければならない。後納制度そのものはもちろんだが、後納を支援する周辺制度の存在についても、国や機構はもっと広報し、年金委員や国民全体に知らせていってほしい。

■後納制度の受付状況(平成25年9月末現在)

